

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年5月23日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社エムズ
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区内幸町一丁目3番3号内幸町ダイビル
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目3番3号内幸町ダイビル
【電話番号】	03-3500-9870
【事務連絡者氏名】	代表取締役 小山 潔人
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社エムズ (東京都千代田区内幸町一丁目3番3号内幸町ダイビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社エムズをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ミューチュアルをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- (注9) 本書中の、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社ミューチュアル

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、有価証券の取得及び所有を主たる目的として2022年4月5日に設立された株式会社であり、本公開買付けを通じて株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を取得及び所有することを企図しております。また、公開買付者は、本書提出日現在において、その発行済株式の全てを株式会社マーキュリアインベストメント（以下「マーキュリアインベストメント」といいます。）が無限責任組合員を務めるマーキュリア日本産業成長支援2号投資事業有限責任組合（以下「マーキュリアファンド」といいます。）が所有しております。なお、本書提出日現在、マーキュリアファンド、マーキュリアインベストメント及びマーキュリアインベストメントの親会社である株式会社マーキュリアホールディングス（以下「マーキュリアホールディングス」といいます。）及び公開買付者は、対象者株式を所有しておりません。

マーキュリアインベストメントは、「投融資一体型の金融サービス」を提供する専門性の高い金融機関である日本政府100%出資の株式会社日本政策投資銀行（以下「DBJ」といいます。）からの出資及び人材派遣を受けて、2005年10月に設立されました。マーキュリアインベストメントは、設立以来「クロスボーダー」をコンセプトに、国や地域を超えて、あるいは既成概念を破って非連続的な成長を目指す企業のハンズオン支援（投資後に投資先企業に対して役職員の派遣を行うこと等により投資先企業の成長を直接的に支援しながら企業価値の向上を図る投資手法をいいます。）を提供しているファンド運用事業者です。マーキュリアインベストメントを含むマーキュリアホールディングスグループは、2021年12月末日現在、約2,171億円の運用資産残高を有しております。また、マーキュリアインベストメントは運営ファンドを通じて東京電解株式会社、株式会社ツノダ、シンクス株式会社、ライフネット生命保険株式会社、株式会社オキサイド等、16年間で合計40件以上の投資実績を有しており、投資先企業に対して、経営戦略策定及び遂行、人材採用及び組織設計、営業戦略の立案、製造事業における生産能力向上及び生産性改善、管理業務の効率化、その他投資先企業の事業内容に応じた経営全般に亘る合理化施策のハンズオン支援を実施しております。マーキュリアインベストメントは、2016年10月に東京証券取引所第二部へ上場し、2017年12月には東京証券取引所第一部（2021年7月に株式移転の方法により持株会社であるマーキュリアホールディングスを設立し上場主体をマーキュリアホールディングスに変更しております。）へ、2022年4月には東京証券取引所の市場区分見直しによりマーキュリアホールディングスは東京証券取引所プライム市場へ上場市場を変更しています。マーキュリアホールディングスはグループ全体のミッションとして「ファンドの力で、日本の今を変える」を掲げており、ファンド運営を通じて日本の持つ潜在能力を最大限に引き出すことがミッションであると考え企業活動を行っております。

今般、公開買付者は、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者株式を非公開化することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式を非公開化することを目的としているため、4,301,200株（所有割合（注1）：66.67%）を買付予定数の下限（注2）と設定しており、本公開買付けに応募された対象者株式（以下「応募株券等」といいます。）が買付予定数の下限に満たなかった場合は、応募株券等の全ての買付け等を行いません。かかる買付予定数の下限を設定したのは、本公開買付けは、対象者株式を非公開化することを目的としているところ、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の株式併合の手続を実施する際には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされるため、本取引を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者が対象者の総株主の議決権数の3分の2以上を所有することとなるようにするためです。

一方、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、対象者株式を非公開化することを目的としているため、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。

公開買付者は、本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に公開買付者が対象者を完全子会社とするため、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続を実施することを予定しております。

(注1) 「所有割合」とは、対象者が2022年5月20日に提出した2022年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2022年3月31日現在の発行済株式総数(7,620,320株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(1,168,558株)を控除した株式数(6,451,762株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいい、以下、所有割合の記載においては同じとします。

(注2) 本公開買付けにおける買付予定数の下限(4,301,200株、所有割合:66.67%)は、対象者決算短信に記載された2022年3月31日現在の発行済株式総数(7,620,320株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(1,168,558株)を控除した株式数(6,451,762株)に係る議決権の数(64,517個)の3分の2(43,012個)(小数点以下を切り上げております。)に対象者の単元株式数である100株を乗じた数(4,301,200株)に設定しております。

また、公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「 届出日以後に借入れを予定している資金」及び「 その他資金調達方法」に記載のとおり、本公開買付けに係る決済に要する資金を、株式会社福岡銀行(以下「福岡銀行」といいます。)からの借入れ(以下「本公開買付決済資金借入れ」といいます。)並びにマーキュリアファンドからの出資(以下「本出資」といいます。)により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに、本公開買付決済資金借入れ及び本出資を受けることを予定しております。

対象者が2022年5月20日に公表した「株式会社エムズによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。

なお、対象者の意思決定の過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照下さい。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本取引後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

対象者プレスリリースによれば、対象者は、1949年2月に、大阪府大阪市北区浮田町に国産機械の輸出を目的に、株式会社ミュチュアルトレーディングとして設立され、1961年10月に包装機械の販売を開始したとのことです。1983年4月に商号を株式会社ミュチュアルに変更し、2003年6月には日本証券業協会に店頭登録銘柄として株式の店頭登録を行い、2004年12月に株式会社ジャスダック証券取引所(以下「ジャスダック証券取引所」といいます。)に上場したとのことです。その後、2008年12月に行われた株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)によるジャスダック証券取引所の子会社化、2010年4月に行われた大阪証券取引所によるジャスダック証券取引所の吸収合併、2013年7月に行われた東京証券取引所と大阪証券取引所の統合、及び2022年4月に行われた東京証券取引所の市場区分見直しを経て、現在は東京証券取引所スタンダード市場に上場しているとのことです。

対象者グループは、本書提出日現在、対象者及びその連結子会社3社により構成されており、ミュチュアリーティーの精神すなわち「互いに協力する共存の精神」をモットーとして、医薬品業界、化粧品業界、食品業界向けの包装関連設備を中心とした産業用機械等の輸出入・製造・販売を主たる業務としている他、工業用ダイヤモンドの販売、包装資材の販売等を行っているとのことです。

一方、対象者グループ(対象者及び本書提出日現在における対象者の連結子会社3社を総称していいます。以下同じです。)を取り巻く国内医薬品業界は、度重なる薬価制度改革により2011年から2020年まで既存薬価の改定率は薬剤費ベースで年平均3.1%下落している(注1)ことやジェネリック医薬品の普及率が2005年9月の32.5%から2020年9月の79.0%に上昇しており(注2)、今後医薬品関連の設備投資が見込みづらくなっていること、及び一昨年から新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、今後の設備投資が抑制的となっていくことが予想されることから、厳しい市場環境の下に置かれているとのことです。

このような経営環境の下、対象者グループは、医薬品業界の深掘り、国内新規マーケットの開拓、海外への展開強化を基本路線として、国内外の設備投資に係る受注を目指し、グループ企業の総力を結集して更なる収益機会の拡大を目指してきたとのことです。具体的には、医薬品業界については、研究所等これまで手薄であった部署へのアプローチを強化し、新たに専門部署を立ち上げ、全てのメンテナンス依頼を請け負うことでアフターサービスの質と顧客満足度の向上を図るとともに、営業人員が新規受注の獲得に向けた営業活動に注力できる体制への移行を目指しているとのことです。またエンジニアリング機能を強化することで、ライン設計から機械の納入、据え付け、運転までの大型な受注に対応できる体制を整えているとのことです。さらに国内新規マーケットの開拓では、専門部署を新たに設置して、国内外での新商材の発掘及び国内における新商材・新市場に対する需要の掘り起こしを専門的に行っているとのことです。また、海外展開では中国で開催される展示会への積極的な出展を契機とした、現地企業とのタイアップ、ネットワークづくりが形となりつつあり、引き続き海

外代理店や海外機械メーカーとの業務提携やM & A等様々な可能性を追求し、グローバルな営業体制を整え、業容の更なる拡大を実現していく方針とのことです。

これらの施策を実行し、持続的な企業価値の向上を実現するためには、特に製造機能と営業機能の拡充を目指すべくマネジメント能力に長けた人材、また、従業員に関しても、技術開発や営業、メンテナンス対応において即戦力となる人材の確保が必要不可欠であるものの、こうした人材の採用や育成は容易ではないことから継続的な課題となっているとのことです。さらに、経営体制においても、対象者の取締役・監査役8名の平均年齢は71.5歳と経営陣の高齢化が進んでおり、現体制のみでは上記の厳しい環境下での舵取りが困難となりつつあるとの自覚から、早急に次世代経営布陣を整備することを重大な課題と認識しているとのことです。

(注1) 出典：厚生労働省 令和4年度薬価制度改革について 2022年3月4日

(注2) 出典：厚生労働省 後発医薬品の使用割合の目標と推移 2021年6月18日

マーキュリアインベストメントは、「クロスボーダー」を旗印としながら、主として日本企業に対する投資を通じて、日本企業が本来有する事業ポテンシャルの開花をご支援すること、その結果として、全てのステークホルダーの幸せの総量を最大化することを投資コンセプトとして、マーキュリアインベストメントのノウハウの活用や独自の取り組みを実施することで、これらを達成することが可能な有力な投資先を選定しております。

マーキュリアインベストメントは、業歴が長く確固たる事業基盤を有しながらも業績の成長が鈍化傾向にある中堅企業に対する投資を行った上で、経営計画の作成や人材採用、顧客開拓の支援といった経営支援策を通じて企業の再成長を実現するという投資方針を有しており、上場会社の中においてもこれまで蓄積したノウハウを活用することで更なる成長の支援が可能な企業が存在すると考え、日常的に、業界環境や事業内容等の観点から候補となりうる企業を探索しておりました。その中で、マーキュリアインベストメントは、2020年2月中旬、対象者グループの存在を知り、2020年3月上旬から対象者グループの事業について初期的に調査を実施し、当該調査を通じて、対象者グループが医薬品業界向けに築き上げてきた業界内でのプレゼンス及び顧客企業のニーズに沿ったサービス提供を可能とする技術に関するノウハウの蓄積に高い関心を持ちました。一方で、対象者は、今後更なる競争力の強化及び企業価値の向上を実現するためには、対象者独自の経営努力に加え、外部の経営資源を活用することが有益であると考え、2020年1月上旬に対象者の新たな資本パートナーの検討を開始していたとのことです。その中で、対象者は、2020年1月上旬から2021年9月下旬にかけて、対象者と取引上の関係があった大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）及び株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）と対象者の新たな資本パートナーについて議論を進める中で両社より紹介を受けた事業会社4社及びプライベート・エクイティ・ファンド4社の計8社の中の1社として、2020年7月下旬に大和証券よりマーキュリアインベストメントの紹介を受け、対象者の代表取締役会長兼CEOである三浦隆氏（以下「三浦氏」といいます。）及び取締役である吉野尊文氏（以下「吉野氏」といいます。）は、2020年8月上旬に、マーキュリアインベストメントとの間で、対象者グループの事業の状況及び今後の経営課題について意見交換を行ったとのことです。その後、マーキュリアインベストメントは、同年8月下旬に、三浦氏及び吉野氏に対し、マーキュリアインベストメントが想定している経営支援の概要を含む対象者株式の非公開化に向けた本公開買付けに関する初期的な意向を表明するとともに、経営支援及び本公開買付けの内容を説明しました。その際、三浦氏及び吉野氏から継続的に意見交換をしていきたい旨の意向をいただいたことから、マーキュリアインベストメントは、上記の初期的な調査を踏まえ、対象者がマーキュリアインベストメントの上記の投資コンセプトに合致しているかの検証や、対象者グループの事業の状況及び今後の経営課題についてさらに理解を深めることを目的として、2020年9月中旬から2021年11月中旬までの間に、三浦氏及び吉野氏との面談や協議を計8回に亘って行ってまいりました。

かかる面談や協議を行う中で、対象者からは、営業力強化に向けた専門営業部隊の創設及びアフターサービス要員の拡充等の施策、利益水準の向上に向けた事業分野拡大のための製品開発及びグループブランド製品の製造能力向上等の施策並びに事業活動を担う即戦力人材の採用活動の強化等を検討及び実施してきたものの、足下の新型コロナウイルスの感染拡大というマクロ環境の大きな変化や、施策を推進するための人材や経営ノウハウといった経営リソースの不足という課題に直面していると考えていることが説明されました。また、対象者は、上記8社から対象者の完全子会社化及び非公開化に関しての提案を受けて検討する中で、対象者ではなく事業会社固有の事業の拡大及び収益性の向上が主目的である事業会社よりも、投資先の収益性の向上を通じて利益拡大を追求するプライベート・エクイティ・ファンドの方が、より対象者の事業自体を中核に据えた企業価値の向上を主眼に置いて進めることができると考え、2021年11月下旬に事業会社よりもプライベート・エクイティ・ファンドの方が従業員や取引先等のステークホルダーにとって望ましい資本パートナーであると判断したとのことです。その後、上記で紹介を受けたプライベート・エクイティ・ファンド4社のうち、大和証券及び三井住友銀行からの推薦があったことに加え、各社提案内容を対象者で比較検討の上で、特に人材紹介面で対象者にとって有益なパートナーとなり得ると判断したことから、2021年12月中旬に、マーキュリアインベストメントを含む2社と更なる交渉を進めることとしたとのことです。そして、マーキュリアインベストメントとしては、2020年9月中旬から2021年11月中旬までの計8回に亘る面談や協議を通じて、対象者が置かれる厳しい市場環境と、そのような市場環境に対処する施策を推進するための人材や経営ノウハウといった経営リソースが対象者に不足してい

るという課題を認識いたしました。マーキュリアインベストメントとしては、対象者が抱えるそのような課題に対しては、経営資源を集中的に投下し、中長期的な経営戦略を速やかに策定しつつ対象者の従来の取り組みを超えた施策を実行に移していくことが必要であるという認識を持ちましたが、これらの取り組みは今後の収益性に不確実な影響を与え得るものであるため、短期的には、利益水準の低下、キャッシュ・フローの悪化、有利子負債の増加等による財務状況の悪化を招来するリスクがあると考えておりました。そのため、マーキュリアインベストメントは、これらの取り組みは、上場会社の施策として資本市場から十分な評価が得られない可能性があり、その場合には、対象者の株価の下落を招き、対象者の株主の皆様が短期的には悪影響を被る可能性を否定できないものと考えておりました。そこで、マーキュリアインベストメントは、対象者がこれらの経営課題に対処し、安定した経営体制の下で中長期的に持続的な企業価値向上を実現させていくためには、対象者株式を非公開化した上で対象者をマーキュリアファンドの完全子会社とすることにより、対象者において市場環境に対処する施策について、短期的な株式市場からの評価にとらわれず、機動的かつ柔軟な意思決定が可能となる経営環境を構築し、また、対象者がマーキュリアファンド及びその完全子会社である公開買付者の単なる子会社ではなく、完全子会社となり、対象者の株主を公開買付者のみとすることで、マーキュリアファンドと対象者の一般株主との間の将来的な利益相反の可能性を回避し、マーキュリアインベストメントが有する経営能力及び経営支援を最大限活用できる体制を構築した上で、対象者の経営改革の実行及び事業の積極的展開に取り組むことが最も有効な手段であると考えてに至りました。

そこでマーキュリアインベストメントは、2021年12月15日、対象者の取締役会に対して、対象者株式を非公開化すること、対象者グループに対して実施するデュー・ディリジェンスの結果によって異なる提案を行う可能性を留保した上での買付予定価格として1株当たり1,300円とすること及びマーキュリアインベストメントが想定している経営支援の内容（詳細は下記()乃至()をご参照ください。）を含む本公開買付けに関する提案を行いました。これに対し、対象者は、マーキュリアインベストメントの提案と、同じく対象者の経営改革の実行及び事業の積極的展開に取り組むことを狙いとして対象者株式の非公開化を提案していた他の候補者1社の提案のいずれが優れているかを比較検討するため、マーキュリアインベストメントに対し、買付予定価格の水準の引き上げの余地がある場合には引き上げるよう打診を行ったとのことです。これを受けて、マーキュリアインベストメントは、2022年1月31日に、買付予定価格の水準を前回の提案よりも引き上げ、対象者グループに対して実施するデュー・ディリジェンスの結果によって異なる提案を行う可能性を留保した上での買付予定価格として1株当たり1,800円を提案し、改めて本公開買付けに関する提案を行いました。これを受けて対象者は、マーキュリアインベストメントの提案と他の候補者1社の提案を投資実績、会社の安定性及び提案価格の3点から比較検討した結果、マーキュリアインベストメントは16年間で合計40件以上の豊富な投資実績があることに加え、上場企業傘下であるという安心感もあり、提案価格についても他の候補者1社の提案を上回っていたことから、2022年2月4日にマーキュリアインベストメントに対して、マーキュリアインベストメントからの当該提案内容について前向きに検討を開始する旨の連絡をしたとのことです。その後、マーキュリアインベストメント及び対象者は、本取引の実施について具体的な検討を進めていくことを相互に確認し、2022年2月14日、マーキュリアインベストメントは、対象者から、本取引の検討に関する独占交渉権を付与されました。

その後、マーキュリアインベストメントは本取引の検討をさらに推進するために、2022年3月上旬から2022年4月上旬まで、対象者グループに対するデュー・ディリジェンスを実施いたしました。

マーキュリアインベストメントは、上記デュー・ディリジェンスを通じて、対象者の経営ノウハウに、マーキュリアインベストメントがこれまで培ってきた投資先に対する経営戦略策定及び遂行、人材採用及び組織設計、営業戦略の立案、製造事業における生産能力向上及び生産性改善、管理業務の効率化、その他投資先企業の事業内容に応じた経営全般に亘る合理化施策に関する豊富なバリューアップノウハウや、マーキュリアインベストメントの役職員が提供するハンズオン支援とM&Aその他の成長投資に必要な資金提供機能を中心とした経営資源等を併せて活用することにより、対象者の再成長の実現を確かなものにできるという確信を持ちました。具体的には、以下のような施策を講じることを想定しております。

() 中長期的な経営戦略策定及び実行の支援

マーキュリアインベストメントとしては、対象者においては、人材及びノウハウの不足からこれまで中長期的な経営戦略を明示的には策定してこなかったと認識しておりますが、マーキュリアインベストメントがこれまで投資先の経営支援を行う中で蓄積してきた経営課題の特定と解決施策の立案及びそれらを実行する仕組みづくりに関するノウハウを活用することにより、従前以上に経営課題を具体的に特定した形での中長期的な経営戦略及び事業計画の策定と具体的な施策の実行を支援することが可能になると考えております。

() 人材・組織強化に関する支援

マーキュリアインベストメントとしては、対象者においては、マネジメント能力に長けた人材その他成長に向けて必要となる人材を十分に採用できていないことが事業拡大を目指すための課題であると認識しておりますが、マーキュリアインベストメントやその戦略的パートナーである、マーキュリアホールディングスの主要株主であるDBJ及び伊藤忠商事株式会社並びにマーキュリアホールディングスの株主である三井住友信託銀行株式会社等有する幅広い人材ネットワークを活用することにより、重要な経営リソースである

人材の確保を推進することが可能になると考えております。加えて、マーキュリアインベストメントがこれまで投資先の組織づくりに関する支援を行う中で蓄積してきたノウハウを活用することにより、対象者にて新たに採用する人材と既存人材が、対象者の経営方針において目標及び役割を明確に認識しつつ、相互に補完しながら事業活動を行う仕組みづくり及び組織風土を醸成することで、対象者が効果的に経営戦略を推進することが可能になると考えております。

() 営業部門に関する支援

マーキュリアインベストメントとしては、対象者の営業部門では、個人の経験や能力に依存する面があり、組織横断的な情報やノウハウの共有が必ずしも十分ではないと認識しておりますが、マーキュリアインベストメントがこれまで投資先に対して提供してきたデータを活用した営業戦略の立案及び推進の支援に関するノウハウを活用し、対象者の社内データの整理・活用を推進する等の営業部門のマネジメントを支援することにより、対象者が更に顧客のニーズに沿った営業活動を実施し、既存顧客、医薬品業界以外の業界や海外における新規顧客も含めた顧客からの受注拡大や仕入先との取引拡大に繋げることや、アフターサービスの品質向上及び規模拡大が可能になると考えております。

() 製造部門拡充の支援

マーキュリアインベストメントとしては、対象者においては、新たな技術開発や製造能力の向上に十分な人材を割くことや製造に関する業務提携先の探索ができていないと認識しておりますが、マーキュリアインベストメントがこれまで投資先の製造企業に対して生産性向上や第三者との業務提携等の企業価値向上に関する支援を行う中で蓄積してきたノウハウを活用し、製造企業との資本提携及びM & Aの実施や協力会社との連携を強化することにより、顧客の需要へタイムリーに応えるための柔軟な製造体制の確立や、エンジニアリング力の強化、事業領域の拡大を支援することが可能になると考えております。

() 業務効率化の支援

マーキュリアインベストメントとしては、対象者においては、社内情報の電子化が遅れており、業務効率化に向けた課題となっていると認識しておりますが、マーキュリアインベストメントがこれまで投資先の企業価値向上に関する支援を行う中で蓄積してきたデジタル化や管理オペレーションの改善に係るノウハウを活用することにより、対象者の従業員がより働きやすい環境を整えると共に対象者の業務の効率化を支援することが可能になると考えております。

マーキュリアインベストメントは、上記()乃至()に記載の施策を実現し、対象者の再成長の実現を確かなものにするためには、投資先に対する豊富なバリューアップノウハウや、人材面と資金面を中心とした経営資源を保有するマーキュリアインベストメントと対象者が協働することにより、対象者が必要とする経営ノウハウや経営資源を効率的・効果的に補完・補強するべく、機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制を構築することが望ましく、対象者株式の非公開化によりそのような経営体制の構築が可能となると考えております。

なお、対象者株式を非公開化した場合には、上場企業として対象者が享受してきた社会的な信用力や知名度の向上による取引先の拡大及び優れた人材の確保に影響を及ぼす可能性が存在します。しかしながら、マーキュリアインベストメントとしては、対象者は業界においてこれまで知名度やブランド力を培ってきているため、対象者株式を非公開化したとしても、取引先を拡大する事業活動への影響は限定的であると考えており、また、優れた人材の確保についても、マーキュリアインベストメントが有する人材獲得のノウハウを活用することにより、対象者株式の非公開化後も引き続き優れた人材の確保が可能と考えていることから、対象者株式の非公開化のメリットはデメリットを上回ると考えております。

また、マーキュリアインベストメントは、上記()乃至()に記載の施策の実現のためには、従来の枠組みを超えた取り組みや先行投資等が必要となる一方で、これらの取り組みは今後の収益性に不確実な影響を与え得るものであるため、短期的には、利益水準の低下、キャッシュ・フローの悪化、有利子負債の増加等による財務状況の悪化を招来するリスクがあると考えております。具体的には、従来は十分に取り組めていなかった積極的な人材の採用や経営戦略策定及びその実行といった試行錯誤を行うことにより、採用及びマネジメントにおける負担の増加や、組織としての生産性の低下をもたらすことで、利益水準に影響を及ぼすおそれがあります。また、積極的なM & AやIT投資を実施することで、キャッシュ・フローの悪化や有利子負債の増加が生じる可能性もあります。そのため、上記の取り組みは、上場会社の施策として資本市場から十分な評価が得られない可能性があり、その場合には、対象者の株価の下落を招き、対象者の株主の皆様が短期的には悪影響を被る可能性を否定できないものと考えております。なお、上場を維持したままマーキュリアファンドから出資を行い経営支援を行う手法も考えられますが、マーキュリアインベストメントとしては、上場会社としての対象者の独立性の観点から対象者の企業価値向上を実現する手法として効果が限定的にならざるを得ない面があることに加え、対象者の株主の皆様へ上記のような不利益をもたらすおそれがあると考えております。そこで、株主の皆様に対しては、短期的な悪影響を被ることなく株式を売却できる機会を提供するとともに、対象者を非公開化することで、マー

キュリアインベストメントの経営能力及び経営支援を最大限活用することが、対象者の企業価値向上を実現する最良の選択であると判断いたしました。

上記のような検討の結果等を踏まえ、マーキュリアインベストメントは、2022年4月13日、対象者に対して、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者グループに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、2022年1月31日に対象者に提案した1株当たり1,800円という買付予定価格に重大な影響を与える事項は発見されなかったことから、本公開買付けに対する応募の見通し等を勘案した価格として、対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を1,800円とする旨の提案を行いました。

マーキュリアインベストメントは、1株当たり1,800円という本公開買付価格について、提案実施日の前営業日である2022年4月12日の東京証券取引所スタンダード市場（2022年4月1日までは東京証券取引所市場「ASDAQ市場」）における対象者株式の終値690円に対して160.87%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の記載において同じです。）、同日までの1ヶ月間の終値単純平均値707円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の記載において同じです。）に対して154.60%、同日までの3ヶ月間の終値単純平均値717円に対して151.05%、同日までの6ヶ月間の終値単純平均値743円に対して142.26%のプレミアムとなり、公開買付けを利用したプライベート・エクイティ・ファンドによる完全子会社化事例（経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降に実施され、対象企業から当該公開買付けに関する賛同及び株主への応募推奨の意見が表明された、上場廃止を前提とし公開買付けが成立した事例16件）において観測されたプレミアム水準（平均値は公表日前営業日の終値に対して43.33%、公表日前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して41.95%、公表日前営業日から過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して46.07%、公表日前営業日から過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して52.03%、中央値は公表日前営業日の終値に対して40.79%、公表日前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して38.00%、公表日前営業日から過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して41.38%、公表日前営業日から過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して56.19%）を大幅に上回っており、対象者及びその株主にとって魅力的な提案であると考えられることから、対象者に対して、当該提案を実施いたしました。

その後、マーキュリアインベストメントは、2022年4月22日、対象者より、2022年4月13日のマーキュリアインベストメントによる本公開買付価格を1,800円とする提案を承諾する旨の回答を得ました。

そのため、公開買付者は、2022年5月20日に本公開買付価格を1,800円とし、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、2022年4月22日以降、2022年5月20日に至るまで、対象者とマーキュリアインベストメント及び公開買付者との間で、本公開買付価格に関する協議又は交渉は行われておりません。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由は以下のとおりです。

上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者グループを取り巻く国内医薬品業界は、度重なる薬価制度改革により2011年から2020年まで既存薬価の改定率は薬剤費ベースで年平均3.1%下落していることやジェネリック医薬品の普及率が2005年9月の32.5%から2020年9月の79.0%に上昇しており、今後医薬品関連の設備投資が見込みづらくなっていること、及び一昨年から新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、今後の設備投資が抑制的となっていくことが予想されることから、厳しい市場環境の下に置かれているとのことです。

このような経営環境の下、対象者グループは、医薬品業界の深掘り、国内新規マーケットの開拓、海外への展開強化を基本路線として、国内外の設備投資に係る受注を目指し、グループ企業の総力を結集して更なる収益機会の拡大を目指してきたとのことです。具体的には、医薬品業界については、研究所等これまで手薄であった部署へのアプローチを強化し、新たに専門部署を立ち上げ、全てのメンテナンス依頼を請け負うことでアフターサービスの質と顧客満足度の向上を図るとともに、営業人員が新規受注の獲得に向けた営業活動に注力できる体制への移行を目指しているとのことです。またエンジニアリング機能を強化することで、ライン設計から機械の納入、据え付け、運転までの大型な受注に対応できる体制を整えているとのことです。さらに国内新規マーケットの開拓では、専門部署を新たに設置して、国内外での新商材の発掘及び国内における新商材・新市場に対する需要の掘り起こしを専門的に行ってきたとのことです。また、海外展開では中国で開催される展示会への積極的な出展を契機とした、現地企業とのタイアップ、ネットワークづくりが形となりつつあり、引き続き海外代理店や海外機械メーカーとの業務提携やM&A等様々な可能性を追求し、グローバルな営業体制を整え、業容の更なる拡大を実現していく方針とのことです。

これらの施策を実行し、持続的な企業価値の向上を実現するためには、特に製造機能と営業機能の拡充を目指すべくマネジメント能力に長けた人材、また、従業員に関しても、技術開発や営業、メンテナンス対応において即戦力となる人材の確保が必要不可欠であるものの、こうした人材の採用や育成は容易ではないことから継続的な課題となっているとのことです。さらに、経営体制においても、対象者の取締役・監査役8名の平均年齢は71.5歳と経営陣の高齢化が進んでおり、現体制のみでは上記の厳しい環境下での舵取りが困難となりつつあるとの自覚から、早急に次世代経営布陣を整備することを重大な課題と認識しているとのことです。

そのような中、今後更なる競争力の強化及び企業価値の向上を実現するためには、対象者独自の経営努力に加え、外部の経営資源を活用することが有益であると考え、2020年1月上旬に対象者の新たな資本パートナーの検討を開始したとのことです。具体的には、2020年1月上旬から2021年9月下旬にかけて対象者と取引上の関係があった大和証券及び三井住友銀行と対象者の新たな資本パートナーについて議論を進める中で、事業会社4社及びプライベート・エクイティ・ファンド4社の計8社の紹介を受け、対象者の完全子会社化及び非公開化に関して提案を受けたとのことです。これらの提案を検討する中で、対象者ではなく事業会社固有の事業の拡大及び収益性の向上が主目的である事業会社よりも、投資先の収益性の向上を通じて利益拡大を追求するプライベート・エクイティ・ファンドの方が、より対象者の事業自体を中核に据えた企業価値の向上を主眼に置いて進めることができると考え、2021年11月下旬に事業会社よりもプライベート・エクイティ・ファンドの方が従業員や取引先等のステークホルダーにとって望ましい資本パートナーであると判断したとのことです。その後、上記で紹介を受けたプライベート・エクイティ・ファンド4社のうち、大和証券及び三井住友銀行からの推薦があったことに加え、各社提案内容を対象者と比較検討の上で、特に人材紹介面で対象者にとって有益なパートナーとなり得ると判断したことから、2021年12月中旬に、マーキュリアインベストメントを含む2社と更なる交渉を進めることとしたとのことです。

その後、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者は、マーキュリアインベストメントと、同じく対象者株式の非公開化を提案していた他の候補者1社から買付予定価格の水準及び想定している経営支援の内容の提示を受け、投資実績、会社の安定性及び提案価格の3点から提案内容を比較検討したとのことです。その後、マーキュリアインベストメントの提案と、他の候補者1社の提案のいずれが優れているかを検討するため、マーキュリアインベストメントに対し、買付予定価格の水準の引き上げの余地がある場合には引き上げるよう打診し、マーキュリアインベストメントより、2022年1月下旬に、買付予定価格の水準を前回の提案よりも引き上げた対象者株式1株当たり1,800円で改めて本公開買付けに関する提案を受けたとのことです。これを受けて対象者は、マーキュリアインベストメントの提案と他の候補者1社の提案を投資実績、会社の安定性及び提案価格の3点から比較検討した結果、マーキュリアインベストメントは16年間で合計40件以上の豊富な投資実績があることに加え、上場企業傘下であるという安心感もあり、提案価格についても他の候補者1社の提案を上回っていたことから、2022年2月4日にマーキュリアインベストメントに対して、マーキュリアインベストメントからの当該提案内容について前向きに検討を開始する旨の連絡をしたとのことです。

その後、対象者及びマーキュリアインベストメントは、本取引の実施について具体的な検討を進めていくことを相互に確認し、2022年2月14日に、対象者はマーキュリアインベストメントに本取引の検討に関する独占交渉権を付与したとのことです。

対象者は、下記「(3)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引に関する対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、2022年3月10日付で、本取引についての、公開買付者、マーキュリアホールディングス、マーキュリアインベストメント及び対象者のいずれからも独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社KPMGFAS(以下「KPMG」といいます。)を、リーガル・アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所をそれぞれ選任するとともに、本取引に関する提案を検討するための対象者の諮問機関として特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。なお、本特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、下記「(3)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)を設置したとのことです。

対象者は、上記の体制を整備した後、マーキュリアインベストメントによる本取引に関する提案についての検討を行い、本特別委員会による重要な局面における意見を踏まえた上で、KPMG及びシティユーワ法律事務所の助言を受けながら、本公開買付け価格その他の本取引の諸条件についてマーキュリアインベストメントと協議を重ねてきたとのことです。

その上で、対象者は、KPMGから取得した株式価値算定書の内容、リーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から受けた本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出された2022年5月19日付答申書(以下「本答申書」といいます。)の内容を最大限尊重しながら(本答申書の概要については、下記「(3)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)、本取引について、企業価値向上を図ることができるか、本取引に関する諸条件は妥当なものか、及び新たに公開買付者を単独株主として招くことが対象者にとって適切かどうかといった観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、以下の観点から本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであると判断しているとのことです。

(ア)中長期的な経営戦略策定及び実行

上記のとおり、対象者を取り巻く国内医薬品業界は、設備投資が抑制的となっており、厳しい市場環境の下に置かれていることに加えて、対象者における現在の経営陣の次世代後継者の確保が課題として認識されていることから、対象者の中長期的な成長のためには、対象者の従業員が目標や課題を共有し、それぞれが企業価値向上に向けた具体的な方策を考え行動できるような中長期的な経営戦略や事業計画の策定及びそれらを実行する仕組みづくりが必要不可欠であると考えるところ、これまで対象者は中期的な経営戦略や事業計画を策定してこなかったため、マーキュリアインベストメントがこれまで投資先の経営支援を行う中で蓄積してきた経営課題の特定と解決施策の立案及びそれらを実行する仕組みづくりに関するノウハウを活用してこれらの策定をマーキュリアインベストメントにサポートいただくことにより、対象者の中長期的な成長を可能にすると考えているとのことです。

(イ) 人材・組織強化

上記のとおり、対象者の中長期的な成長のためには、マネジメント能力に長けた人材を獲得することによる営業機能及び製造機能の拡充の促進が必要不可欠であると考えるところ、マーキュリアインベストメントやその戦略的パートナーである、マーキュリアホールディングスの主要株主であるDBJ、及び伊藤忠商事株式会社並びにマーキュリアホールディングスの株主である三井住友信託銀行株式会社等有する幅広い人材ネットワークを活用することにより、重要な経営リソースである人材の確保を推進することが可能になると考えているとのことです。加えて、マーキュリアインベストメントがこれまで投資先の組織づくりに関する支援を行う中で蓄積してきた組織設計や会議体の設計、現場レベルのマネジメント機能向上を目的としたインセンティブの設計といったノウハウを活用することにより、対象者にて新たに採用する人材と既存人材が、対象者の経営方針において目標及び役割を明確に認識しつつ、相互に補完しながら事業活動を行う仕組みづくり及び組織風土を醸成することで、対象者の従業員一人一人がこれまでより効果的に経営戦略を推進することが可能になると考えているとのことです。

(ウ) 営業部門の拡充

上記のとおり、対象者を取り巻く国内医薬品業界は、設備投資が抑制的となっており、厳しい市場環境の下に置かれていることから、対象者の中長期的な成長のためには、専門部署を新たに設置して、自社製品の販売営業及び国内外から新商材・新市場の発掘を専門的に行い、マーケットインの考え方に基づく営業を強化することが必要と考えるところ、マーキュリアインベストメントがこれまで投資先に対してデータを活用した営業戦略の立案及び推進を支援してきたノウハウを活用し、対象者の社内データの整理・活用を推進する等の営業部門のマネジメントを支援することにより、対象者が更に顧客のニーズに沿った営業活動を実施し、既存顧客、医薬品業界以外の業界や海外における新規顧客も含めた顧客からの受注拡大や仕入先との取引拡大に繋げることや、競争力の高いエンジニアリング業務の強化、アフターサービスの品質向上及び規模拡大が可能になると考えているとのことです。

(エ) 製造部門の拡充

対象者の中長期的な成長のためには、継続かつ安定的に対象者の収益に貢献する自社製品の販売が重要であるものの、現状は自社製品の開発力に課題を認識しているところ、マーキュリアインベストメントがこれまで投資先の製造企業に対して生産性向上や第三者との業務提携等の企業価値向上に関する支援を行う中で蓄積してきたノウハウを活用し、製造企業との資本提携及びM & Aの実施や協力会社との連携を強化することにより、顧客の需要ヘタイムリーに応えるための柔軟な製造体制の確立や、製造コストの削減、事業領域の拡大が可能になると考えているとのことです。

(オ) 業務効率化

対象者の中長期的な成長のためには、デジタル技術の導入及びオペレーションへのスムーズな組み込みによる業務効率化が重要であると考えるところ、マーキュリアインベストメントがこれまで投資先の企業価値向上に関する支援を行う中で蓄積してきたデジタル化や管理オペレーションの改善に係るノウハウを活用することにより、対象者の従業員がより働きやすい環境を整えると共に対象者の業務の効率化が可能になると考えているとのことです。

(カ) 公開買付者を単独株主として招くことの影響

本公開買付けが成立した場合、「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載する対象者株式の非公開化を目的とした手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)を経て、対象者の株主は公開買付者のみとなりますが、対象者の株主が公開買付者のみとなる場合に懸念される事項として、取引関係にある既存株主や持合株式を前提とした関係がある場合は、当該前提が崩れて事業運営に支障をきたす可能性があること、上場廃止により従前の取引関係を維持することができなくなる可能性があること、及び役員が変更された場合に事業を維持できなくなる可能性があることが挙げられますが、については、対象者はB to Bの事業であり、現在の事業領域において業歴も長く、対象者と対象者の各取引先・顧客との間には長年の信頼関係が構築されており、対象者の株主が公開買付者のみとなった場合でも、対象者の経営や事業に変更はないため、事業運営に支障をきたす可能性は僅少と考えられること、については、対象者が非上場企業となっても、マーキュリアインベストメントの親会社であるマーキュリアホールディングスが東証プライム市場上場の企業である上、豊富な資金力及び経営支援実績に裏付けられた高い信用力を有しており、そのような背景を説明することで、従前の取引関係は維持されることが見込まれること、については、公開買付者より、本公開買付け成立後の役員構成については、下記「本公開買付け及び本取引実施後の経営方針等」に記載のとおり、対象者との間で協議を行い、対象者経営陣の意向も尊重した上で決定する方針と聞いており、事業が維持できなくなる可能性は大きくないと考えているとのことです。以上から、対象者は、公開買付者を単独株主として招くことのデメリットは限定的であると考えているとのことです。

その上で、対象者は、本公開買付価格(対象者株式1株当たり1,800円)について、(a)下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のKPMGによる対象者株式の株式価値の算定結果によれば、対象者株式の1株当たり株式価値は、市場株価法によると706円から717円、類似上場会社比較法によると1,656円から1,878円、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)によると1,638円から1,890円とされているところ、本公開買付価格である1,800円は、市場株価法による算定結果のレンジの上限を上回るものであり、類似上場会社比較法による算定結果のレンジの範囲内で中央値である1,767円を上回る金額、かつDCF法による算定結果のレンジの範囲内で中央値である1,748円を上回る金額であること、(b)本公開買付けの公表日の前営業日である2022年5月19日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値712円に対して152.81%、2022年5月19日までの過去1ヶ月間における終値単純平均値706円に対して154.96%、過去3ヶ月間における終値単純平均値706円に対して154.96%、過去6ヶ月間における終値単純平均値717円に対して151.05%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であって、かかるプレミアムの水準は、公開買付けを利用したプライベート・エクイティ・ファンドによる完全子会社化事例(経済産業省が「公正なM & Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降に実施され、対象企業から当該公開買付けに関する賛同及び株主への応募推奨の意見が表明された、上場廃止を前提とし公開買付けが成立した事例16件)における、公表日の前営業日の終値に対するプレミアム水準(平均値は公表日前営業日の終値に対して43.33%、公表日前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して41.95%、公表日前営業日から過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して46.07%、公表日前営業日から過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して52.03%、中央値は公表日前営業日の終値に対して40.79%、公表日前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して38.00%、公表日前営業日から過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して41.38%、公表日前営業日から過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して56.19%)を大幅に上回っており、対象者株主にとって有利な水準であること、(c)下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本取引に係る取引条件の公正性を担保するた

めの措置が十分に講じられ、本特別委員会から取得した本答申書においても、本取引の条件（本公開買付価格（対象者株式1株当たり1,800円）を含む。）には妥当性が認められると判断されていること等を踏まえ、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的なプレミアムを付した価格及び合理的な諸条件により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

なお、対象者は2022年5月16日に業績予想の上方修正を行っておりますが、業績予想の上方修正を行った翌日の2022年5月17日から公表日前営業日にかけての期間における終値単純平均値710円に対しても153.52%のプレミアムが付されていることから、業績予想の上方修正による株価への影響を加味しても、本公開買付価格は対象者の株主の皆様に対して、合理的なプレミアムを付した価格であると判断したとのことです。

以上より、対象者は、2022年5月20日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのことです。

対象者取締役会の決議の詳細については、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

本公開買付け及び本取引実施後の経営方針等

本取引が成立した後の経営方針については、マーキュリアインベストメントは、対象者の企業価値向上のための経営戦略の具体的な施策として、主に上記の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の各施策を講じることを考えておりますが、具体的な内容及び方法については、本取引完了後に対象者と協議しながら決定していく予定です。

なお、公開買付者は、対象者、対象者の取締役及び監査役との間では、本公開買付け後の役員就任については何らの合意も行っておりません。対象者の経営体制については、本書提出日現在において未定ですが、対象者の取締役会の過半数の取締役をマーキュリアインベストメントの役員及びマーキュリアインベストメントが有するネットワークを活用して招聘する人材の中から派遣することを基本方針としつつ、その詳細については、本公開買付け成立後に対象者と協議しながら、対象者経営陣の意向も尊重した上で決定していく予定です。なお、対象者が2022年5月20日に公表した「代表取締役の異動（退任）に関するお知らせ」によれば、対象者の代表取締役会長兼CEOである三浦氏は、2022年6月29日をもって対象者の代表取締役会長兼CEOを退任されるとのことです。マーキュリアインベストメントは、本書提出日現在において、対象者の代表取締役社長である榎本洋氏やその他の経験豊富な経営陣が対象者を退任する意向を有しているといった事情は認識していないため、三浦氏が退任した場合であっても、マーキュリアインベストメントから上記の方針に沿った経営支援を行うことにより、対象者の企業価値向上を実現できると考えております。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において、公開買付者は対象者株式を所有しておらず、本公開買付けは、支配株主による公開買付けには該当いたしません。また、本取引は、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、いわゆるマネジメントバイアウト取引にも該当いたしません。もっとも、本公開買付けが対象者株式を非公開化することを目的とする本取引の一環として行われることを考慮し、公開買付者及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保しつつ、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性を排除し、その公正性及び透明性を担保するため、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に関する対象者における意思決定過程の恣意性を排除し、本公開買付価格の公正性を担保するために、公開買付者、マーキュリアホールディングス、マーキュリアインベストメント及び対象者のいずれからも独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるKPMGに対し、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2022年5月19日付で株式価値算定書を取得しているとのことです。なお、対象者は、KPMGから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。また、KPMGは、マーキュリアホールディングス、マーキュリアインベストメント、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。なお、本取引に係るKPMGに対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬の支払制度は採用していないとのことです。また、本特別委員会は、第1回の特別委員会において、KPMGの独立性及び専門性に問題がないことから、対象者の第三者算定機関及びファイナンシャル・アドバイザーとして承認した上で、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しているとのことです。

KPMGは、複数の株式価値算定手法の中から対象者の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、

類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を用いて対象者株式の価値算定を行っているとのことです。上記各手法を用いて算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法 : 706円～717円
類似上場会社比較法 : 1,656円～1,878円
DCF法 : 1,638円～1,890円

市場株価法では、2022年5月19日を算定基準日とする東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日終値712円、直近1ヶ月間の終値単純平均値706円、直近3ヶ月間の終値単純平均値706円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値717円を基に、対象者株式1株当たりの価値の範囲を706円から717円までと分析しているとのことです。

なお、対象者は2022年5月16日に業績予想の上方修正を行っておりますが、その翌日の2022年5月17日から公表日前営業日にかけての期間における終値の最高値は712円、最安値は707円となっており、いずれも上記の市場株価法のレンジの範囲内であることから、業績予想の上方修正の影響が織り込まれた市場株価に鑑みても、上記市場株価法による結果が妥当なものであると分析しているとのことです。

類似上場会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を算定し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を1,656円から1,878円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者から提供された2023年3月期から2027年3月期までの対象者の事業計画に基づき、対象者が2023年3月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を1,638円から1,890円までと分析しているとのことです。なお、KPMGがDCF法による算定に用いた対象者作成の事業計画においては大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、現時点で対象者にて受注済みと認識している案件が想定通り売上として計上されることを見込み、2023年3月期において、連結売上高13,593百万円（前連結会計年度比44.3%増）、連結営業利益1,381百万円（同78.4%増）を見込んでいるとのことです。なお、フリー・キャッシュ・フローの大幅な変動を見込む事業年度が含まれておりますが、運転資本の時期的な変動に対応するものであり、設備投資等の臨時的な支出が予定されているわけではないとのことです。また、本取引により実現することが期待されるシナジー効果については、上場廃止によるコスト削減額を除き、現時点において具体的に見積もることは困難であるため、当該事業計画には加味していないとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引に関する対象者取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、その公正性、透明性及び客観性を確保するために慎重を期して、公開買付者、マーキュリアホールディングス、マーキュリアインベストメント及び対象者のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続、並びに本取引に係る対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けているとのことです。なお、シティユーワ法律事務所は、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。また、本特別委員会は、第1回の特別委員会において、シティユーワ法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことから、対象者のリーガル・アドバイザーとして承認した上で、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認したとのことです。なお、シティユーワ法律事務所の報酬は、時間単位の報酬のみとしており、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬の支払制度は採用していないとのことです。

対象者における特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

対象者プレスリリースによれば、本取引は支配株主による従属会社の買収取引やマネジメントパイアウト取引には該当いたしません。対象者取締役会は、本取引が対象者株式を非公開化することを目的として行われることを踏まえ、本取引に係る対象者取締役会の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保するために慎重を期して、2022年3月10日、公開買付者、マーキュリアホールディングス、マーキュリアインベストメント及び対象者のいずれからも独立した、対象者社外取締役及び独立役員である野尻恭氏並びに対象者の社外監査役及び独立役員である北川和郎氏及び中西清氏の3名から構成される本特別委員会を設置したとのことです。本特別委員会の委員は、設置当初から変更していないとのことです。さらに、本特別委員会の委員の報酬は、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報酬を支払うものとされており、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬の支払制度は採用していないとのことです。

また、対象者取締役会は、本特別委員会に対し、本公開買付けを含む本取引に関して、(a)本取引の目的の正当性・合理性（本取引が対象者の企業価値の向上に資するかを含む。）、(b)本取引の条件の公正性・妥当性、(c)本取引に係る手続の公正性、(d)対象者取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明すること及び対象者株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非、(e)対象者取締役会における本取引についての決定が、対象者の少数株主にとって不利益なものではないか（以下、これらを「本諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点についての答申を対象者に提出することを囑託したとのことです。また、特別委員会への諮問にあたり、対象者取締役会は、本公開買付けに対する意見の表明にあたり、特別委員会による答申を最大限尊重するものとし、特別委員会が取締役会に対し、本公開買付けに賛同すべきでない、株主に対する応募推奨をすべきでない旨の答申を行った場合には、対象者取締役会は、これに従って、前者の場合は本公開買付けへの賛同意見の表明は行わないこと、後者の場合は株主に対する応募推奨を行わないことを決議するとともに、特別委員会に対し、必要に応じて取引条件等についてマーキュリアインベストメントと交渉を行う（対象者及びそのアドバイザーを通じた間接的な交渉を含む。）権限、対象者の費用負担の下、特別委員会のアドバイザーを選任する権限（対象者の取締役会がその選定を追認した対象者リーガル・アドバイザーとしてのシティユーワ法律事務所及び対象者ファイナンシャル・アドバイザー兼第三者評価機関としてのKPMGを事後的に承認する権限を含む。）、並びに対象者の役職員から本取引の検討及び判断に必要な情報を受領する権限を付与することを決議しているとのことです。

そして、対象者は、シティユーワ法律事務所の助言を得つつ、特別委員会の委員の候補となる対象者の独立社外取締役及び独立社外監査役の独立性及び適格性等についても確認を行い、マーキュリアインベストメントからの独立性を有すること、及び本取引の成否に関して一般株主とは異なる重要な利害関係を有していないことを確認した上で、対象者の独立社外取締役及び独立社外監査役と協議し、また、シティユーワ法律事務所の助言を得て、本特別委員会の委員の選定をしたとのことです。なお、本特別委員会は、本特別委員会の設置前の交渉過程も踏まえた上で、本公開買付価格を含む本取引の取引条件等は妥当であり、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと判断していることから、公開買付者との交渉は結果として行っていないとのことです。

本特別委員会は、2022年3月10日より同年5月19日までの間に合計7回開催され、本諮問事項についての協議及び検討が慎重に行われたとのことです。具体的には、本特別委員会は、まず第1回の特別委員会において、対象者が選任したファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーにつき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれを対象者のファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関及びリーガル・アドバイザーとして承認した上で、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認したとのことです。

その上で、本特別委員会は、対象者から開示を受けた資料等について検証を行うとともに、対象者から、事業内容、事業環境・業績及び経営課題について説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。

また、マーキュリアインベストメントに対しても、本取引の目的等に関する質問状を事前に送付した上で、本取引の意義、本取引によるシナジー等、本取引のストラクチャー、本取引の時期及び買付価格、並びに、本取引後の対象者の経営方針について説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。

対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるKPMGからは、財務的見地からの助言も踏まえつつ、対象者の事業計画についての説明も受けた上で、算定方法の選択理由、算定結果の分析、公開買付けを利用したプライベート・エクイティ・ファンドによる完全子会社化事例（経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降に実施され、対象企業から当該公開買付けに関する賛同及び株主への応募推奨の意見が表明された、上場廃止を前提とし公開買付けが成立した事例16件）におけるプレミアム水準等、対象者株式の株式価値の算定に関する事項について説明を受け、質疑応答を行った上で、当該算定結果の合理性について検討したとのことです。

対象者のリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所からは、特別委員会の意義・役割等を含む本取引の手続面における公正性を担保するための措置、並びに本取引に係る対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について助言を受けているとのことです。

また、本特別委員会は、対象者から、対象者と公開買付者との間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき本特別委員会の設置前のもも含めて適時に報告を受けた上で、本特別委員会において協議し、本

公開買付価格につき、本公開買付価格が妥当な価格となっているかという点について意見する等して、公開買付価格の決定プロセスに関与したとのことです。

本特別委員会は、以上の経緯の下、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2022年5月19日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出したとのことです。

(a) 答申の内容

本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は正当かつ合理的なものと認められると考える。

本公開買付けにおける買付価格を含む本取引の条件の公正性及び妥当性は確保されていると考える。

本公開買付けを含む本取引において、公正な手続を通じた当社の株主の利益への配慮がなされていると認められると考える。

上記()から()を踏まえると、対象者取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨することは相当であると考えます。

上記()から()を踏まえると、対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議することは、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考える。また、本公開買付け後に予定されている対象者の完全子会社化を目的とする株式等売渡請求に係る承認又は上場廃止が見込まれる株式併合を決定することは、対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考える。

(b) 答申の理由

以下の点より、特別委員会は、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであり、本公開買付けを含む本取引の目的は合理的と認められると判断するに至った。

- ・ 上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本取引後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」、「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」及び「 本公開買付け及び本取引実施後の経営方針等」に記載の対象者が認識する対象者を取り巻く経営環境及び経営課題に不合理な点はなく、本取引の目的には合理性があるものと思料する。
- ・ 同所記載の対象者及び公開買付者が両社間の協議の結果想定する対象者の企業価値の向上については、その内容は合理的な内容であり、本取引により一定の企業価値の向上が見込まれるものと考えます。

以下の点より、特別委員会は、買付価格を含む本取引の条件の公正性及び妥当性は確保されていると判断するに至った。

- ・ 株式価値算定書の算定手法である市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法は、現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると考えられ、また、類似上場会社比較法においては、対象者の時価総額と時価総額が近接する上場会社のうち、企業情報提供会社の業界分類等に従った会社を選定したとのことであり、その選定にあたり恣意性は認められず、DCF法においては、その算定内容も現在の実務に照らして妥当なものであると考えられること、当該DCF法の算定の基礎とした対象者の事業計画について、対象者からその内容及び作成経緯等について説明を受け、その作成目的、作成手続及びその内容について、特に不合理な点がないと考えられること、本公開買付価格は、市場株価法の算定結果の上限値を超え、また、本公開買付けにおける買付価格の市場株価からのプレミアムは、公開買付けを利用したプライベート・エクイティ・ファンドによる完全子会社化事例における直前日、1ヶ月平均、3ヶ月平均、6ヶ月平均株価からの各プレミアムの平均値はもちろん最大値も大きく上回る水準であり、加えて、本公開買付けにおける買付価格は、DCF法による算定結果のレンジの範囲内で中央値である1,748円を上回る金額であり、かつ類似上場会社比較法による算定結果のレンジの範囲内で中央値である1,767円を上回る金額であること等から、独立した第三者算定機関であるKPMGの株式価値算定書の算定結果に照らして妥当なものといえる。
- ・ 本公開買付価格の決定プロセスは、本特別委員会が適時に状況の報告を受け、対象者やKPMGに対して、重要な局面で意見を述べることで進められた。なお、意見を述べるに当たって、本特別委員会は、市場株価に対するプレミアム水準だけに着目することなく、対象者の保有する資産の潜在的な価値等を含む対象者の本源的価値を前提として公開買付価格が妥当な価格となっているかという点について検討し、かかる検討に際しては、本特別委員会設置前の2021年12月中旬のマーキュリアインベストメントの提案時点では、対象者株式1株当たり1,300円という買付予定価格の水準での提案であったものの、初期的提案の時点では、当初提案価格は、上記のとりの水準のプレミアムが付されている1,800円にまで引き上げられている点を考慮した。
- ・ 本取引の方法に不合理な点は認められない。
- ・ 対象者は2022年5月16日に業績予想の上方修正を行っているが、業績予想の上方修正を行った翌日の2022年5月17日から公表日の前営業日にかけての期間における終値単純平均値710円に対しても

153.52%のプレミアムが付されていることから、業績予想の上方修正による株価への影響を加味しても、本公開買付価格は対象者の株主に対して、合理的なプレミアムを付した価格であるといえ、上記の結論を左右するものではないと考えられる。

以下の点より、特別委員会は、本取引において、公正な手続を通じた対象者の一般株主の利益への十分な配慮はなされていると判断するに至った。

- ・対象者取締役会は、公開買付者、マーキュリアホールディングス、マーキュリアインベストメント及び対象者から独立した特別委員会を設置している。
- ・対象者は、公開買付者、マーキュリアホールディングス、マーキュリアインベストメント及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所及びファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関であるKPMGから助言を受けている。
- ・特別委員会は、対象者が選任したリーガル・アドバイザー及びファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから専門的助言を受けている。
- ・対象者はKPMGから株式価値算定書を取得している。
- ・公開買付期間が法令に定められた最短期間（20営業日）よりも長期（39営業日）に設定されるとともに、対象者は、公開買付者との間で、本取引の公表後において、対象者が公開買付者以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は一切行なっておらず、いわゆる間接的マーケット・チェックが行われていると認められる。加えて、本取引に関しては、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本取引後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2020年1月上旬から2021年9月下旬にかけて取引銀行・証券会社からの紹介で、計8社の事業会社又は投資ファンドから対象者の完全子会社化に関して提案を受ける等、事前に複数の事業会社又は投資ファンドからの提案を比較・検討していたことからすれば、市場における潜在的な買付者の有無を調査・検討するいわゆる積極的なマーケット・チェックに準じた取引機会が確保されていたとも考えられ、いわゆる間接的なマーケット・チェックのみが実施されている事案に比して、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等その他の取引機会は実質的には確保されていたことが認められる。
- ・本取引については強圧性の問題が生じないように配慮の上、スクイズアウト手続の適法性も確保されているといえる。

対象者における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、KPMGより取得した株式価値算定書の内容、シティユーワ法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から取得した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関する諸条件について慎重に審議及び検討を行った結果、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本取引後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引が実現することにより、対象者が中長期的に成長し企業価値を高めることができると判断したため、2022年5月20日開催の対象者取締役会において、対象者の取締役5名の全員が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。上記取締役会には対象者の監査役3名全員が参加し、出席した監査役はいずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、上記の取締役及び監査役には、本取引に関して対象者と利益相反関係を有する者はいないとのことです。

公開買付者における他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令において定められた最短期間が20営業日であるところ、公開買付期間を39営業日に設定しております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。また、公開買付者は、対象者との間で、本取引の公表後において、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定と併せて、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を公開買付者の完全子会社とするための本取引の一環として、本公開買付けを実施いたします。本公開買付けが成立したにもかかわらず、本公開買付け

により対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後に、以下の方法により、本スクイズアウト手続を実施することを予定しております。

株式売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する対象者株式に係る議決権の数の合計が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対し、その所有する対象者株式の全てを売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主全員から、その所有する対象者株式の全てを取得します。そして、売渡株主の所有していた対象者株式1株当たりの対価として、公開買付者は、各売渡株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より株式売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者の取締役会において、かかる株式売渡請求を承認する予定とのことです。

株式売渡請求に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法の規定として、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、当該申立てがなされた場合の売買価格は、最終的に裁判所が判断することになります。

株式併合

本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者株式に係る議決権の数の合計が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を、2022年9月下旬を目途に開催することについて対象者に要請する予定です。

本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。株式併合をすることにより、株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを、対象者に要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者のみが対象者株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした規定として、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記及びの各手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定する予定です。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

本書提出日現在、対象者株式は東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けが成立した場合は、本公開買付けの成立時点では当該上場廃止基準に該当しない場合でも、公開買付者は、その後適用法令及び上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載する本スクイズアウト手続に従って、対象者株式の全て（但し、対象者の所有する自己株式を除きます。）を所有することを予定しておりますので、その場合には、対象者株式は、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、対象者株式が上場廃止となった場合は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

(6) 本公開買付けに関する重要な合意

該当事項はありません。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	2022年5月23日(月曜日)から2022年7月14日(木曜日)まで(39営業日)
公告日	2022年5月23日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。 (電子公告アドレス https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金1,800円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者グループに対して2022年3月上旬から2022年4月上旬まで実施したデュー・ディリジェンスの結果及び公開買付けを利用したプライベート・エクイティ・ファンドによる完全子会社化事例(経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降に実施され、対象企業から当該公開買付けに関する賛同及び株主への応募推奨の意見が表明された、上場廃止を前提とし公開買付けが成立した事例16件)において観測されたプレミアム水準(平均値は公表日前営業日の終値に対して43.33%、公表日前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して41.95%、公表日前営業日から過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して46.07%、公表日前営業日から過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して52.03%、中央値は公表日前営業日の終値に対して40.79%、公表日前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して38.00%、公表日前営業日から過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して41.38%、公表日前営業日から過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して56.19%)、また、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることから、本公開買付けの公表日の前営業日である2022年5月19日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値(712円)、同日までの過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値(706円、706円及び717円)の推移を参考にいたしました。公開買付者は、上記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者との協議を経て、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、2022年4月13日に本公開買付価格を1,800円と決定しております。公開買付者は、前記のとおり対象者との協議及び交渉を踏まえ、本公開買付価格を決定したものであるため、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得していません。</p> <p>なお、本公開買付価格である1株当たり1,800円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2022年5月19日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値712円に対して152.81%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値706円に対して154.96%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値706円に対して154.96%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値717円に対して151.05%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付価格1,800円は、本書提出日の前営業日である2022年5月20日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値731円に対して146.24%のプレミアムを加えた価格となります。</p>

算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本取引後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、マーキュリアインベストメントは、業歴が長く確固たる事業基盤を有しながらも業績の成長が鈍化傾向にある中堅企業に対する投資を行った上で、経営計画の作成や人材採用、顧客開拓の支援といった経営支援策を通じて企業の再成長を実現するという投資方針を有しており、上場会社の中においてもこれまで蓄積したノウハウを活用することで更なる成長の支援が可能な企業が存在すると考え、日常的に、業界環境や事業内容等の観点から候補となりうる企業を探索しておりました。その中で、マーキュリアインベストメントは、2020年2月中旬、対象者グループの存在を知り、2020年3月上旬から、対象者グループの事業について初期的に調査を実施し、当該調査を通じて、対象者グループが医薬品業界向けに築き上げてきた業界内でのプレゼンス及び顧客企業のニーズに沿ったサービス提供を可能とする技術に関するノウハウの蓄積に高い関心を持ちました。一方で、対象者は、今後更なる競争力の強化及び企業価値の向上を実現するためには、対象者独自の経営努力に加え、外部の経営資源を活用することが有益であると考え、2020年1月上旬に対象者の新たな資本パートナーの検討を開始していたとのこと。その中で、対象者は、2020年1月上旬から2021年9月下旬にかけて、対象者と取引上の関係があった大和証券及び三井住友銀行と対象者の新たな資本パートナーについて議論を進める中で両社より紹介を受けた事業会社4社及びプライベート・エクイティ・ファンド4社の計8社の中の1社として、2020年7月下旬に大和証券よりマーキュリアインベストメントの紹介を受け、対象者の代表取締役会長である三浦氏及び取締役である吉野氏は、2020年8月上旬に、マーキュリアインベストメントとの間で、対象者グループの事業の状況及び今後の経営課題について意見交換を行ったとのこと。その後、マーキュリアインベストメントは、同年8月下旬に、三浦氏及び吉野氏に対し、マーキュリアインベストメントが想定している経営支援の概要を含む対象者株式の非公開化に向けた本公開買付けに関する初期的な意向を表明するとともに、経営支援及び本公開買付けの内容を説明しました。その際、三浦氏及び吉野氏から継続的に意見交換をしていきたい旨の意向をいただいたことから、マーキュリアインベストメントは、上記の初期的な調査を踏まえ、対象者がマーキュリアインベストメントの上記の投資コンセプトに合致しているかの検証や、対象者グループの事業の状況及び今後の経営課題についてさらに理解を深めることを目的として、2020年9月中旬から2021年11月中旬までの間に、三浦氏及び吉野氏との面談や協議を計8回に亘って行ってまいりました。</p>
-------	---

かかる面談や協議を行う中で、対象者からは、営業力強化に向けた専門営業部隊の創設及びアフターサービス要員の拡充等の施策、利益水準の向上に向けた事業分野拡大のための製品開発及びグループブランド製品の製造能力向上等の施策並びに事業活動を担う即戦力人材の採用活動の強化等を検討及び実施してきたものの、足下の新型コロナウイルスの感染拡大というマクロ環境の大きな変化や、施策を推進するための人材や経営ノウハウといった経営リソースの不足という課題に直面していると考えていることが説明されました。また、対象者は、上記8社から対象者の完全子会社化及び非公開化に関する提案を受けて検討する中で、対象者ではなく事業会社固有の事業の拡大及び収益性の向上が主目的である事業会社よりも、投資先の収益性の向上を通じて利益拡大を追求するプライベート・エクイティ・ファンドの方が、より対象者の事業自体を中核に据えた企業価値の向上を主眼に置いて進めることができると考え、2021年11月下旬に事業会社よりもプライベート・エクイティ・ファンドの方が従業員や取引先等のステークホルダーにとって望ましい資本パートナーであると判断したとのことです。その後、上記で紹介を受けたプライベート・エクイティ・ファンド4社のうち、大和証券及び三井住友銀行からの推薦があったことに加え、各社提案内容を対象者で比較検討の上で、特に人材紹介面で対象者にとって有益なパートナーとなり得ると判断したことから、2021年12月中旬に、マーキュリアインベストメントを含む2社と更なる交渉を進めることとしたとのことです。そして、マーキュリアインベストメントとしては、2020年9月中旬から2021年11月中旬までの計8回に亘る面談や協議を通じて、対象者が置かれる厳しい市場環境と、そのような市場環境に対処する施策を推進するための人材や経営ノウハウといった経営リソースが対象者に不足しているという課題を認識いたしました。マーキュリアインベストメントとしては、対象者が抱えるそのような課題に対しては、経営資源を集中的に投下し、中長期的な経営戦略を速やかに策定しつつ対象者の従来の取り組みを超えた施策を実行に移していくことが必要であるという認識を持ちましたが、これらの取り組みは今後の収益性に不確実な影響を与え得るものであるため、短期的には、利益水準の低下、キャッシュ・フローの悪化、有利子負債の増加等による財務状況の悪化を招来するリスクがあると考えておりました。そのため、マーキュリアインベストメントは、これらの取り組みは、上場会社の施策として資本市場から十分な評価が得られない可能性があり、その場合には、対象者の株価の下落を招き、対象者の株主の皆様が短期的には悪影響を被る可能性を否定できないものと考えておりました。そこで、マーキュリアインベストメントは、対象者がこれらの経営課題に対処し、安定した経営体制の下で中長期的に持続的な企業価値向上を実現させていくためには、対象者株式を非公開化した上で対象者をマーキュリアファンドの完全子会社とすることにより、対象者において市場環境に対処する施策について、短期的な株式市場からの評価にとらわれず、機動的かつ柔軟な意思決定が可能となる経営環境を構築し、また、対象者がマーキュリアファンド及びその完全子会社である公開買付者の単なる子会社ではなく、完全子会社となり、対象者の株主を公開買付者のみとすることで、マーキュリアファンドと対象者の一般株主の将来的な利益相反の可能性を回避し、マーキュリアインベストメントが有する経営能力及び経営支援を最大限活用できる体制を構築した上で、対象者の経営改革の実行及び事業の積極的展開に取り組むことが最も有効な手段であると考えてに至りました。

そこでマーキュリアインベストメントは、2021年12月15日、対象者の取締役会に対して、対象者株式を非公開化すること、対象者グループに対して実施するデュー・ディリジェンスの結果によって異なる提案を行う可能性を留保した上での買付予定価格として1株当たり1,300円とすること及びマーキュリアインベストメントが想定している経営支援の内容（詳細は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本取引後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「()」乃至「()」をご参照ください。)を含む本公開買付けに関する提案を行いました。これに対し、対象者は、マーキュリアインベストメントの提案と、同じく対象者の経営改革の実行及び事業の積極的展開に取り組むことを狙いとして対象者株式の非公開化を提案していた他の候補者1社の提案のいずれが優れているかを比較検討するため、マーキュリアインベストメントに対し、買付予定価格の水準の引き上げの余地がある場合には引き上げるよう打診しました。これを受けて、マーキュリアインベストメントは、2022年1月31日に、買付予定価格の水準を前回の提案よりも引き上げ、対象者グループに対して実施するデュー・ディリジェンスの結果によって異なる提案を行う可能性を留保した上での買付予定価格として1株当たり1,800円を提案し、改めて本公開買付けに関する提案を行いました。これを受けて対象者は、マーキュリアインベストメントの提案と他の候補者1社の提案を 投資実績、 会社の安定性及び 提案価格の3点から比較検討した結果、マーキュリアインベストメントは 16年間で合計40件以上の豊富な投資実績があることに加え、 上場企業傘下であるという安心感もあり、 提案価格についても他の候補者1社の提案を上回っていたことから、2022年2月4日にマーキュリアインベストメントに対して、マーキュリアインベストメントからの当該提案内容について前向きに検討を開始する旨の連絡をしたとのことです。その後、マーキュリアインベストメント及び対象者は、本取引の実施について具体的な検討を進めていくことを相互に確認し、2022年2月14日、マーキュリアインベストメントは、対象者から、本取引の検討に関する独占交渉権を付与されました。その後、マーキュリアインベストメントは本取引の検討をさらに推進するために、2022年3月上旬から2022年4月上旬まで、対象者グループに対するデュー・ディリジェンスを実施いたしました。

上記のような検討の結果等を踏まえ、マーキュリアインベストメントは、2022年4月13日、対象者に対して、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者グループに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、2022年1月31日に対象者に提案した1株当たり1,800円という買付予定価格に重大な影響を与える事項は発見されなかったことから、本公開買付けに対する応募の見通し等を勘案した価格として、本公開買付価格を1,800円とする旨の提案を行いました。

マーキュリアインベストメントは、1株当たり1,800円という本公開買付価格について、提案実施日の前営業日である2022年4月12日の東京証券取引所スタンダード市場（2022年4月1日までは東京証券取引所市場JASDAQ市場）における対象者株式の終値690円に対して160.87%、同日までの1ヶ月間の終値単純平均値707円に対して154.60%、同日までの3ヶ月間の終値単純平均値717円に対して151.05%、同日までの6ヶ月間の終値単純平均値743円に対して142.26%のプレミアムとなり、公開買付けを利用したプライベート・エクイティ・ファンドによる完全子会社化事例（経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年6月28日以降に実施され、対象企業から当該公開買付けに関する賛同及び株主への応募推奨の意見が表明された、上場廃止を前提とし公開買付けが成立した事例16件）において観測されたプレミアム水準（平均値は公表日前営業日の終値に対して43.33%、公表日前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して41.95%、公表日前営業日から過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して46.07%、公表日前営業日から過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して52.03%、中央値は公表日前営業日の終値に対して40.79%、公表日前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して38.00%、公表日前営業日から過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して41.38%、公表日前営業日から過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して56.19%）を大幅に上回っており、対象者及びその株主にとって魅力的な提案であると考えられることから、対象者に対して、当該提案を実施いたしました。

その後、マーキュリアインベストメントは、2022年4月22日、対象者より、2022年4月13日のマーキュリアインベストメントによる本公開買付価格を1,800円とする提案を応諾する旨の回答を得ました。

	<p>そのため、公開買付者は、2022年5月20日に本公開買付価格を1,800円とし、本取引の一環として本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、2022年4月22日以降、2022年5月20日に至るまで、対象者とマーキュリアインベストメント及び公開買付者との間で、本公開買付価格に関する協議又は交渉は行われておりません。</p> <p>なお、公開買付者及び対象者において実施した本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置については、上記「3 買付け等の目的」の「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおりです。</p>
--	---

(3)【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	6,451,762 (株)	4,301,200 (株)	(株)
合計	6,451,762 (株)	4,301,200 (株)	(株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(4,301,200株)に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(4,301,200株)以上の場合、応募株券等の全ての買付け等を行います。買付予定数の下限(4,301,200株、所有割合:66.67%)は、対象者決算短信に記載された2022年3月31日現在の発行済株式総数(7,620,320株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(1,168,558株)を控除した株式数(6,451,762株)に係る議決権の数(64,517個)の3分の2(43,012個)(小数点以下を切り上げております。)に100株を乗じた数(4,301,200株)です。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数(6,451,762株)を記載しております。当該最大数は、対象者決算短信に記載された2022年3月31日現在の発行済株式総数(7,620,320株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(1,168,558株)を控除した株式数(6,451,762株)になります。
- (注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って対象者の株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い、公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	64,517
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2022年5月23日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2022年5月23日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2021年9月30日現在)(個)(j)	64,411
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))\times 100)$)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定(6,451,762株)の株券等に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(2021年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が2021年11月10日に提出した第78期第2四半期報告書に記載された2021年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式も公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された2022年3月31日現在の発行済株式総数(7,620,320株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(1,168,558株)を控除した株式数(6,451,762株)に係る議決権の数(64,517個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得(以下「本株式取得」といいます。)の前に、本株式取得に関する計画をあらかじめ届け出なければならない(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により、原則として、事前届出が受理された日から30日(短縮される場合もあります。)を経過する日までは本株式取得を行うことはできません(以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができません(同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。)。公正取引委員会は、排除措置命令を発令しようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならない(同法第49条)、かかる意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません(同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。)、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。)内に行うこととされております(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。)をするものとされております

す（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本株式取得に関して、2022年4月22日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。本株式取得に関しては、公開買付者は、公正取引委員会から2022年5月11日付で、30日の取得禁止期間を19日に短縮する旨の通知を受領したため、2022年5月11日をもって取得禁止期間は終了しております。また、公開買付者は、公正取引委員会から2022年5月11日付で排除措置命令を行わない旨の通知を受領しており、同日をもって措置期間は終了しております。

（3）【許可等の日付及び番号】

許可等の日付	2022年5月11日（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）
許可等の番号	公経企第388号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）
許可等の日付	2022年5月11日（取得禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）
許可等の番号	公経企第389号（取得禁止期間の短縮の通知書の番号）

7【応募及び契約の解除の方法】

（1）【応募の方法】

公開買付代理人
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店（以下、公開買付代理人にて既に口座をお持ちの場合には、お取引支店といたします。）において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の16時までに応募してください。

新型コロナウイルス感染拡大防止等の対応に伴い、公開買付期間中、店舗の店頭業務を一時休止する等の特別な対応を行っている可能性があります。詳細については、公開買付代理人の本店又は全国各支店にお問い合わせください。併せて、対象となる店舗、特別な対応等につきましては、公開買付代理人のホームページ（<https://www.daiwa.jp/>）もご参照ください。

本公開買付けに係る普通株式の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を經由した応募の受付は行われません。

応募の際に個人番号（法人の場合は法人番号）及び本人確認書類が必要となる場合があります。（注1）（注2）

外国の居住者である株主等（法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。）。

個人の株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

対象者の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続（応募株主口座への振替手続）については、公開買付代理人にご相談いただくか、又は口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社にお問い合わせください。（注4）

（注1） 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、次の個人番号及び本人確認書類の原本のご提示が必要になります（法人の場合は、法人番号及び法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者（取引担当者）」についての本人確認書類及び取引担当者が当該法人のために取引の任にあたることの確認が必要になります。）。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

下記、A～Cいずれかの書類をご提出ください。

	個人番号確認書類	本人確認書類
A	個人番号カード（裏）	個人番号カード（表） 郵送及びオンライン経由での口座開設の場合は a 又は b のうち追加で 1 種類
B	通知カード	a のいずれか 1 種類、又は b のうち 2 種類 郵送及びオンライン経由での口座開設の場合は a 又は b のうち追加で 1 種類
C	個人番号記載のある住民票の写し 又は住民票の記載事項証明書	a 又は b のうち、「住民票の写し」「住民票の記載事項証明書」以外の 1 種類

a 顔写真付の本人確認書類

- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

パスポート（住所記載欄のない新型パスポート（2020年2月4日以降に発給申請し交付されたパスポート）は、本人確認書類としてご利用いただけません。別途本人確認書類のご用意をお願いいたします。）、運転免許証、運転経歴証明書、各種福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書

b 顔写真のない本人確認書類

- ・発行から 6 ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書
- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

各種健康保険証、国民年金手帳（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）、各種福祉手帳等

・法人の場合

下記 A～C の確認書類をご提出ください。

A	法人番号確認書類	・法人番号指定通知書又は ・法人番号印刷書類
B	法人のお客さまの本人確認書類	・登記事項証明書又は ・官公庁から発行された書類等 （名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容を確認できるもの）
C	お取引担当者の本人確認書類	・個人番号カード（表）又は ・前記個人の場合の本人確認書類（a のいずれか 1 種類、又は b のうち 2 種類）

・外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合

日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等（自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容の記載のあるものに限ります。）

（注 2）取引関係書類の郵送について

本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。

（注 3）株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について（個人の株主等の場合）

個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡には、申告分離課税が適用されます。税務上の具体的な質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（注 4）特別口座からの振替手続

上記に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(4) 応募株主等の契約の解除権についての事項」に従って、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

新型コロナウイルス感染拡大防止等の対応に伴い、公開買付期間中、店舗の店頭業務を一時休止する等の特別な対応を行っている可能性があります。詳細については、公開買付代理人の本店又は全国各支店にお問い合わせください。併せて、対象となる店舗、特別な対応等につきましては、公開買付代理人のホームページ（<https://www.daiwa.jp/>）もご参照ください。

解除書面を受領する権限を有する者：

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
（その他の大和証券株式会社全国各支店）

(3) 【株券等の返還方法】

上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	11,613,171,600
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	120,000,000
その他(c)	6,000,000
合計(a) + (b) + (c)	11,739,171,600

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けの買付予定数(6,451,762株)に、1株当たりの本公開買付価格(1,800円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他、公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未確定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
	計			

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	計			

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2	銀行	株式会社福岡銀行 (福岡市中央区天神二丁目 13番1号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) (1)タームローンA 弁済期:2029年7月22日(分割返済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等 (2)タームローンB 弁済期:2029年7月22日(期限一括返済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等 (3)ブリッジローン 弁済期:2023年1月22日(期限一括返済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等	(1)タームローンA 1,300,000 (2)タームローンB 3,200,000 (3)ブリッジローン 5,000,000
計(b)				9,500,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、福岡銀行から9,500,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2022年5月20日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として本書の添付資料である融資証明書記載のものが当該融資に係る契約書において定められる予定です。上記金額には、本取引に要する資金のほか、既存借入金の返済資金及びその付帯費用等に充てることができる資金が含まれています。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
マーキュリアファンドによる普通株式の引受けによる出資	2,899,500
計(d)	2,899,500

(注1) 公開買付者は、上記金額の普通株式の引受けによる出資の裏付けとして、マーキュリアファンドから、本公開買付けが成立したことを条件として、公開買付者に対して2,899,500千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2022年5月20日付で取得しております。

(注2) マーキュリアファンドは、マーキュリアインベストメントが無限責任組合員として管理・運営する、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づき設立された投資事業有限責任組合です。マーキュリアファンドは、マーキュリアインベストメントを無限責任組合員とし、マーキュリアホールディングス、国内の金融機関、事業会社、投資会社及び無限責任組合員の役職員組合を有限責任組合員としております。マーキュリアファンドの組合員は、それぞれ一定金額を上限としてマーキュリアファンドに出資することを約束しており(以下、当該金額を「出資約束金額」といいます。)、マーキュリアファンドの無限責任組合員から出資の請求を受けた場合には、各有限責任組合員は、出資未履行金額の割合に応じて、自らの出資未履行金額の範囲内でマーキュリアファンドに対して金銭出資する義務を負っております。また、一部の組合員が出資義務を履行しない場合であっても、他の組合員はその出資義務を免れるものではなく、マーキュリアファンドの

無限責任組合員は、マーキュリアファンドが出資の金額に相当する資金を拠出できるよう、出資義務を履行しない組合員以外の組合員に対して、それぞれの出資未履行金額の範囲において、それぞれの出資約束金額の割合に応じた額を追加出資するよう義務付けることにより、当該不履行によって生じた不足分に充てることができません。公開買付者は、マーキュリアファンドの無限責任組合員及び有限責任組合員に対する財務内容の調査等により、その資力につき確認しており、かかる確認の結果、上記の出資を受けられることは確実であると考えております。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

12,399,500千円 (a) + (b) + (c) + (d)

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

2022年7月25日(月曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。

新型コロナウイルス感染拡大防止等の対応に伴い、公開買付期間中、店舗の店頭業務を一時休止する等の特別な対応を行っている可能性があります。詳細については、公開買付代理人の本店又は全国各支店にお問い合わせください。併せて、対象となる店舗、特別な対応等につきましては、公開買付代理人のホームページ(<https://www.daiwa.jp/>)もご参照ください。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,301,200株)に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,301,200株)以上の場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容及び、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

公開買付者は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限

りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	概要
2022年4月	商号を株式会社エムズとし、本店所在地を東京都千代田区内幸町一丁目3番3号内幸町ダイビル、資本金を25万円とする株式会社として設立。

【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

次の事業を営むことを目的としております。

1. 有価証券の取得、保有及び処分
2. 有価証券を保有する会社の事業活動支援及び管理
3. その他前各号に附帯関連する一切の事業

(事業の内容)

公開買付者は、対象者株式を取得及び所有することを事業の内容としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

2022年5月23日現在

資本金の額	発行済株式の総数
250,000円	50株

(注) 公開買付者は、上記「第1 公開買付要項」の「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「その他資金調達方法」に記載のとおり、2,899,500千円を上限とした出資を受ける予定であり、これにより、公開買付者の資本金の額及び発行済株式の総数が増加することが予定されています。

【大株主】

2022年5月23日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式の数の割合 (%)
マーキュリア日本産業成長支援 2号投資事業有限責任組合	東京都千代田区内幸町一丁目3番3号内幸町 ダイビル	50	100.00
計	-	50	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

2022年5月23日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役	-	小山 潔人	1966年2月19日	1990年4月 日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行 2008年9月 株式会社マーキュリアインベストメント 取締役就任（現任） 2014年6月 株式会社日本政策投資銀行 企業投資部 部長 2016年5月 シンクス株式会社 取締役就任（現任） 2016年5月 シンクステコム株式会社 取締役就任（現任） 2016年7月 株式会社マーキュリアインベストメント 転籍 2016年11月 株式会社ビジネスマーケット 取締役就任（現任） 2018年12月 F L E N Company Limited Director 就任（現任） 2019年12月 旭東压铸（上海）有限公司 董事就任（現任） 2019年12月 水谷精密零件制造（上海）有限公司 董事就任（現任） 2019年12月 上海水谷精密模具制造有限公司 董事就任（現任） 2019年12月 旭東汽车零部件制造（南通）有限公司 董事就任（現任） 2020年2月 水谷産業株式会社 取締役就任（現任） 2020年8月 C F Focus Limited Director就任（現任） 2020年8月 V G I General Partner Co., Ltd. Director就任（現任） 2020年12月 株式会社イーテック物流 取締役就任（現任） 2021年7月 株式会社マーキュリアホールディングス 取締役就任（現任） 2021年9月 株式会社小島製作所 取締役就任（現任）	-
計					-

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、2022年4月5日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておられません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

該当事項はありません。

(4)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

該当事項はありません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本公開買付けに対する賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2022年5月20日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。

なお、対象者の意思決定に係る詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本取引後の経営方針」をご参照ください。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

(4) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 スタンダード市場(注1)						
	月別	2021年11月	2021年12月	2022年1月	2022年2月	2022年3月	2022年4月
最高株価(円)	841	778	748	735	722	723	731
最低株価(円)	760	688	695	705	700	688	697

(注1) 2022年4月4日付の東京証券取引所の市場区分の再編により、2022年4月1日までは東京証券取引所JASDAQ市場における株価となります。

(注2) 2022年5月については、5月20日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数(単元)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第76期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 2020年6月30日 近畿財務局長に提出
 事業年度 第77期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) 2021年6月30日 近畿財務局長に提出
 事業年度 第78期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月30日 近畿財務局長に提出予定

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第78期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日) 2022年2月9日 近畿財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ミューチュアル東京支店
 (東京都千代田区神田須田町二丁目11番)
 株式会社東京証券取引所
 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6【その他】

(1)「2022年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2022年5月20日付で対象者決算短信を公表しており、当該公表の概要は以下のとおりです。また、以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況(連結)

会計期間	連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	9,418,762千円
売上原価	6,933,634千円
販売費及び一般管理費	1,710,383千円
営業外収益	57,896千円
営業外費用	1,540千円
親会社株主に帰属する当期純利益	537,684千円

1株当たりの状況(連結)

会計期間	連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たりの当期純利益	83.34円
1株当たりの配当額	25.00円

(2)「代表取締役の異動(退任)に関するお知らせ」の公表

対象者は、2022年5月20日、「代表取締役の異動(退任)に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく異動の概要は以下のとおりです。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

代表取締役の異動(2022年6月29日付)

退任予定代表取締役

氏名	現役職名
三浦 隆	代表取締役会長兼CEO